

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年4月16日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 10名中8名出席し、その氏名は次のとおり

尾上 昭 則 野田 稔 由喜門 尊 木下 泉
石黒 五月 大森 茂利 久山 英之 藤澤 美芳

欠席委員

太田 修 藤原 由果

4. 農地利用最適化推進委員

山本 満 政 服部 千 敏 松本 英 樹 山本 和 博
松尾 頼 男 山崎 徹 立岡 元 佐藤 辰 也
岡崎 浩 田中 伸 五 梶原 太 郎 原田 敏 一
鷹取 美 春 大森 幹 男 福池 正 美 藤原 和 正
射越 誠 一 山本 祐 章 茂成 和 延

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 青木 潔

事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

その他

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第1回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、年度初めということで武久市長よりごあいさつを申し上げます。
- 市長 おはようございます。今日は新年度の初めての総会ということで、日頃からお世話になっております皆様にお礼の挨拶をさせていただきます。日本国内において新型コロナウイルスの影響が大きくなっており、瀬戸内市内では現在感染者はおりませんが、油断をしてはならない状態となっております。密集・密接・密閉の3密にならないように気を付ける必要があります。この農業委員会のあり方について、このような状況で毎月行う必要があるのかと会長とも先ほど話をしました。試行的ではあるが書面決議やテレビ会議等の方法も視野に入れないといけないのではないかと考えております。事務局を含め皆様方と協議を今後していきたいと考えております。また、当市は子供や高齢者等社会的に強い立場ではない方々を守っていきたいと考えております。高齢者施設や子供たちが利用する施設に関してしっかり安全対策をしていきたいと考えております。また、皆さまのお力添えをいただきながら我々も一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。市長は公務のため、ここで退席とさせていただきます。また、新型コロナウイルスの感染予防のため、十分な換気を行い予防に努めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。そして今年度の機構改革により昨年の農林水産課に商工労政部門が新たに加わり、産業振興課となりました。次に4月の人事異動によって事務局にも異動がありましたので紹介させていただきます。
（事務局紹介、挨拶）
次に木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。新型コロナが大変な時期に、総会にご出席いただきありがとうございます。本日も皆様の適正なる審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、太田委員と藤原委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに久山委員、藤澤委員、よろしくお願ひします。

【2番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井440-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,141㎡。「長船町飯井440-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は117㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は50,737.46㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が今年から耕作をしないとのことであり、隣地の農地所有者である譲受人が買い耕作すること。このことにより本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町磯上■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町磯上892-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は90㎡。譲渡人「長船町磯上978番地 安木 幹治 90歳 無職」。農地の所在地は「長船町磯上892-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は564㎡。譲受人の農地までの距

離は200m。耕作面積は7,023.22㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人の年齢が■■歳で高齢となったため、これ以上農業を営むことが困難となった。そのため、隣の農地所有者である譲受人が当該農地を購入し農業を引き続き行うこととなっております。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「東京都杉並区■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師1121-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,564㎡。「長船町土師1148」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は814㎡。「長船町土師1158-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,022㎡。「長船町土師1248-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,296㎡。「長船町土師1261-1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は43㎡。「長船町土師1349-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は948㎡。「長船町土師1397」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は139㎡。「長

農地の所在地は「長船町服部991-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は0.13㎡。農地の所在地は「長船町服部1002-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は764㎡。農地の所在地は「長船町服部1488-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,751㎡。譲渡人「長船町服部■■■■■■■■ ■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町服部1001-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,302㎡。農地の所在地は「長船町服部1001-5」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は140㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は110,927.66㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が今後耕作を行うことが困難となったため、譲受人に管理・耕作を任せるとのこと。そのため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の茂成委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、原田委員お願いします。

原 田 委 員 譲渡人は大阪で会社員として働いており、譲渡人の父が亡くなったことにより、今後農業をしないということで申請地を譲りたいとのこと

でした。また特に周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番案件について、大森委員、お願いします。

大森委員 2番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんは今後農業をやらないとのことで、隣地農地所有者の譲受人の■■■さんが買って耕作するとのことで話がまとまりました。特に問題はありませんのでご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番案件について、藤原委員、お願いします。

藤原委員 3番案件についてご説明します。譲渡人の年齢が■■■歳で高齢となったため、これ以上農業を営むことが困難となり、隣地農地の譲受人に相談したところ、引き受けてくれるとのことで話がまとまりました。耕作放棄地に現在はなっておりますが、譲受人の■■■さんが耕作するとのことでした。周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、4番案件について、射越委員、お願いします。

射越委員 4番案件についてご説明します。譲渡人の夫が亡くなったことをきっかけに譲渡人の■■■さんも東京で生活をしています。そのため今後、農業を継続して行わないということで、譲受人の■■■さんが代わりに管理してくれるとのこと。周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番案件について、茂成委員、お願いします。

茂成委員 5番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんが今後耕作を行っていくことができないので、譲受人の■■■ ■■■さんへ売り、管理してもらおうということで話がまとまりました。周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

譲受人「牛窓町牛窓4959番地の5 社会福祉業 社会福祉法人 報恩会 理事長 黒井 覚然」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■■■■■■■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓4951-9」。地目は「畑」。面積は726㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第3種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■■■■■万円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。牛窓支所から南へ約130mところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「牛窓町長浜6885番地の33 運送業 有限会社牛窓運送 代表取締役 河本 三吉」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町長浜6885-32」。地目は「田」。面積は1,901㎡。転用目的は「物流倉庫及び駐車場」。施設の概要は「倉庫 1棟 900㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米■■■■kgとなっております。資金は借入金■■■■■万円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■■万円となっております。また、農用地区域外農地であり、開発協議申請中の農地でもあります。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。牛窓浄化センターから北西に約135mのところに位置しております。

【3番案件】

譲受人「邑久町豆田1005番地1 鉄工業 株式会社福田鉄工 代表取締役 福田 稔也」。譲渡人「邑久町豆田■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豆田998-2」。地目は「田」。面積は388㎡。譲渡人「邑久町豆田■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豆田999-2」。地目は「田」。面積は1,148㎡。譲渡人「邑久町福元■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豆田1004-3」。地目は「田」。面積は430㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米■■■■kgとなっております。資金は自己資金が■■■■■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■■■万円となっております。また、農用地区域外農地であり、開発協議申請中の農地でもあります。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。旭東自動車教習所より北東に約140mのところに位置しております。

【4番案件】

借人「邑久町大窪■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。貸人「邑久町大窪■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町百田242-2」。地目は「畑」。面積は278㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「平屋建 1棟 93.57㎡」。建ぺい率は「33.6%」。農地区分は第1種農地で普通畑となっております。資金は借入金が■■■■■■■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。JA岡山邑久支所より西へ約300mのところに位置しております。

【5番案件】

譲受人「倉敷市笹沖487番地1 不動産業 株式会社大健地所NEX代表取締役 佐山 公明」。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町福岡1114-1」。地目は「田」。面積は345㎡。「長船町福岡1114-2」。地目は「雑種地」。面積は699㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町福岡1115」。地目は「田」。面積は1,178㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅 10棟 1,729.98㎡」「道路 492.02㎡」。建ぺい率は「27.7%」。農地区分は第3種農地で10aあたり米■■■kgとなっております。資金は自己資金が■■■■■■■万円、借入金が■■■■■■■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■万円となっております。また、農用地区域外農地であり、開発協議申請中の農地でもあります。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。長船駅より南西に約300mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、服部委員お願いします。

服部委員 1番案件についてご説明します。申請者は牛窓ルンビニ保育園を運営しており、賃貸借している駐車場をこの度返還することになり、代替地を探していたところ、譲渡人から譲り受ける話があり、話がまとまったため申請に至りました。隣地の承諾や排水先等の協議は整っておりますので特に問題はないと思われま。

ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、松尾委員、お願いします。
- 松 尾 委 員 2番案件についてご説明します。牛窓運送の北側を物流倉庫兼駐車場として使用するため■■さんに交渉したところ話がまとまりました。周辺の方からの承諾も得ており特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番、4番案件について、佐藤委員、お願いします。
- 佐 藤 委 員 3番案件についてご説明します。工場の隣地であり、駐車場として利用するため■■さん達と相談した結果話がまとまりました。また排水も福田鉄工の既設の水路に繋ぐとのことで問題はありません。続きまして4番案件についてですが、譲渡人と譲受人が家族であり、父が高齢のため、農業の面倒を今後一緒に見ていくため分家住宅を建てることになりました。排水もとくに問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして5番案件について、山本委員、お願いします。
- 山 本 委 員 5番案件についてご説明します。長船駅の西側に位置しており、工場用地等に囲まれた地区となっています。また、住宅等の開発が進んでいる地域であり地元町内会や役員等の同意も得ているので問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目、5頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 今後の予定について各資料を用意しておりますが、コロナウイルスの影響により説明を省かせていただきますのでお時間があるときにご覧ください。また今年が改選の時期になります。そのため、新しい農業委員さんや推進委員さんの募集を行います。応募期間や中間発表等はお配りしている案内をご覧ください。最後に農地利用最適化交付金についてです。開始時期ですが、コロナウイルスや改選の時期と重なっているため今年の11月ごろにスタートさせていただきます。詳細や方針等が固まり次第随時通知していきますのでよろしくお願いいたします。5月の総会につきましては、5月18日月曜日に瀬戸内市役所大会議室で開催予定となっておりますのでおねがいます。6月の総会につきましては、6月10日水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度4月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年4月16日

議長

署名委員

署名委員